

社会福祉法人 よつば 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

1. 事業所における感染対策に関する目的と基本的考え方

利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、事業所単位で本指針を定めます。

2. 感染対策のための委員会に関する基本方針

(1) 感染対策委員会の設置

社会福祉法人よつば では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、感染対策委員会を他の委員会と独立して設置します。

(2) 目的

- ① 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する
- ② 決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる
- ③ 施設における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる
- ④ 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う

(3) 委員会の構成員とその役割

この委員会の委員長は管理者とします。

他に、事業所の職員から必要と認められる者を選出し構成します。

(4) 委員会の開催

委員会は、委員長が招集し、3ヶ月に1回以上の定期会議、感染症が流行する時期等を勘案して必要時に臨時会議を開催します。但し、関係が深い委員会と一体的に行う場合があります。結果については、職員に周知します。

3. 感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

全職員を対象に、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的なケアを行うため、年1回以上研修を行います。また、新規採用者には、採用時に研修を行います。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、感染者及び感染疑い者の状況を把握して情報を共有します。発生時は委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行います。その内容については、感染対策委員会で報告します。

5. 感染発生時の対応に関する基本方針

感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努めます。疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施します。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告します。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図って対応します。

(1) 平常時の対策

- ① 施設内の衛生管理（清掃、空気清浄機の使用）
- ② マスクの着用
- ③ 手洗いの基本
- ④ 消毒薬の適正な使用
- ⑤ 早期発見のための日常の観察

(2) 発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

- ① 発生状況の把握
- ② 感染拡大の防止
- ③ 医療機関や保健所、行政機関との連携
- ④ 関係者への連絡（法人内の情報共有、利用者家族、相談支援事業所）
- ⑤ 発生後の支援（感染者への病状確認と支援、他の利用者・職員へのフォロー）

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、また、ホームページに公表します。

(附則)

この指針は 2023 年 12 月 1 日 から施行する。